

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

社会党の「新宣言」と運動方針 ..... 2

◇臨教審の本質と教育労働者の任務◇  
教育 荒廃の“標的” ..... 3

◇K・A・ハチャトウロフ氏に聞く◇  
七〇年代以後のラテンアメリカ情勢 ..... 8

反対の立場で修正案提出へ ..... 13  
— 千葉県本部「新宣言」に態度決定 —

資料 郵政省の「新労務管理指針」(下)  
活力ある郵便局をめざして ..... 16

# 旬刊 社会通信

NO. 285

一九八五年二月一日

一九八五年二月一日  
(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

## ■巻頭言■

## 社会党の「新宣言」(案)と運動方針

社会党の「新宣言」中執案はどうしようもないものだ。石橋委員長は、「新宣言」について、「これは、理論闘争はしばらく休戦のつもりでままとめている。脱皮と再生の足がかりを得るまで、休戦状態に置こうという気持ちだ」(「読売」、十一月十九日付)といている。これはごまかした。「新宣言」は、社会党は民社党のような党になることを宣明しているからだ。

第一。「新宣言」は実質「国民政党」を謳っている。というのは、「日本社会党は、そのよって立つ基盤からも勤労国民すべてを代表」といながら、後段でわざわざ「あらゆる人びとに開かれた国民の党」といつている。国民政党論は廃棄されていない。

第二。「既存の社会主義」「東」の諸国」という概念をもちだし、「日本社会党のめざす社会主義とは異質」「その方向はとらない」と、科学的社会主義を否定している。この考え方は、民社流の「民主社会主義」と変わらない。

第三。日本社会党の理念が、日本国憲法とされている。

第四。「反独占・反自民」が投げ捨てられ、「保守連合」がこう言及されている。「今日では、政治意識と価値観の多様化のなかで、連合政権はふつうのことである。日本社会党は、憲法完全実施をめざすという合意、および改革の政策が一步でも前進する見通しを前提として、どの党との政権関係にも積極的に対応する」と。

さらに驚くべきことは、「新宣言」には資本主義がもたらす諸矛盾について、そしてそれへのたたかいがいっさいふれられてはいない。ただただ科学的社会主義憎しの「教条」があるばかりである。

石橋委員長のいう「理論闘争はしばらく休戦」という意味は、かくして、党内左派は「黙れ」ということに他ならない。しかし、実生活は「黙る」ことを許しはしない。「行革」、一歩、靖国、日の丸・君が代、労働条件、失業等々、理論にもとづく改良のたたかいがこんにちほど重要なときはないからだ。

一二月大会の運動方針案も、この「新宣言」にもとづくものだ。「よりまし論」が前面にて、「連合政権」に一步も二歩も踏み込んでいる。だから、「朝日」(十一月十七日付)も新運動方針をこう解説する。

「前回の八五年度運動方針では『自民党への、すり寄り連合』はとるべきでなく、自民主導にかわる連合政府を構想すべき」となっていた。

『自民主導にかわる』との表現の中に、『保守の一部との連合』のニュアンスがにじんではいるが、まだ『反自民』のトーンが強かった。……『新宣言』案では……。保守の一部との連合に一步踏み込んだ。

こんどの運動方針案は、この基調をさらに推し進めたもの。起草小委員会や党三役会議ではここまで書くことに慎重論も出たが、最後は石橋委員長が断を下した、という

石橋委員長は現実感覚「豊かな人」といわれる。だが、今やこの評価は改められなくてはなるまい。

資本やマスコミの手厚い援護をうけて出発した民社党は、いま結党時の議席にさえおかない。なぜそうなのか。「現実」を知らないからだ。その同じ道を「新宣言」「運動方針」は歩こうとしている。この道がどのような結果を生むか、それは第二次大戦前の「近衛新党」の教訓に明らかである。

# ◇臨教審の本質と教育労働者の任務三◇ 教育 荒廃の “ 標的 ”

— 教職員の「資質」問題二 —

## 一「資質向上」と現職教育（研修）

前回（十一月一日号、第二八一号）の、「四、「資質向上」（以前の）問題とは何か」では「真の狙いは当面、体力こそが最大の武器といわれる超多忙な教育現場から、病気休職者を、とりわけ精神的廃患者を放逐することにあるだろう。彼らにとっては、△資質向上▽以前の問題だからである」と述べた。

しかし、この結論に至るには△資質向上▽を口実にした攻撃、つまり「現職教育（研修）」に耐えることができない、あるいは研修の結果、「脱落」していく教育労働者の学校からの放逐という問題を考えなければならぬ——という趣旨の指摘があった。その通りだと思う。臨教審は後でふれる通り「教師の資質向上」策を提起しているが、まだ現職教育（研修）には具体的にふれてはいない。これが彼らの最大の狙いであるから「慎重」なのかも知れない。

いま、学校現場でもっとも共通すること、それは急激に進む教職員の健康破壊と官制研修の関連についてである。いま、「研修公害」といわれるほど当局側からの現職教育＝官制研修攻撃はすさまじい。職員室の行事黒板には「空き」がないほど行事がびっしりで、行事の合い間に授業をしている状態になっている。この「行事」の中に占める各種研修行事の比率はきわめて高い。

“研修公害”で「有名」な青森県の場合どうか。この一覧は、公立小・中・高の教員病気休職者数（文部省調べ）であり、（ ）内は精神疾患による休職者数である。

	五八年度	五九年度
青 森	九八人（二三人）	一〇二人（一九人）
岩 手	四〇（一）	五五（一八）
宮 城	四八（一二）	六五（八）
秋 田	四一（七）	三四（一〇）
山 形	三二（一一）	二三（二）
福 島	五六（四）	七六（一四）

『教育黒書』青森の教育が危ない／現場からの告発・I』は、この状況について「これによると青森県の病気休職者が東北五県に比べて異常に多いだけではなく、全国的にみても高位にあることは明らかになっています。ちなみに、五八年度でみてみますと、青森は岩手、宮城、秋田の二倍以上になり、福島とくらべても二倍近く……精神性疾患による休職者数で比較すると驚くべきことに岩手の二三倍、福島の約六倍……」とのべ、八四年四～七月の間の入院者は前年の一七％増、通院者は二八％の増となっており、教職員の健康破壊が著しく進んでいることを告発している。そして、この『黒書』は、「教育哲学、理念を持たないワンマン校長がふえ、また校長、教頭、主任といった具合に管理、統制が

一段と強まり自主性がうばわれていること、指定校・自主発表、新採研、経五年研、各種主任研など研修、研修で労働強化がすすんでいる」と告発し、「教職員の健康破壊がこれほど進んでいること自体が大問題ですが、同時にこれが、子どもの教育に大きな弊害になっていることも重大なことです」とのべている。

臨教審は、「教職の専門性を厳しく高める」として『教員の資質向上の方策（第二次素案）』をまとめたという。その内容は①教員の資質は上の基本的在り方②大学における教員養成③採用④初任者研修制度⑤現職教育⑥社会人の活用⑦教職適格審査会の設置⑧教員の意欲、自己啓発の奨励方策、研修休暇の八項目。

この「八項目」中、ただひとつ「現職教育」については具体的提案がおこなわれていない。今、学校現場で進行している現職教育（研修）が教職員の“身体と心”をむしばみ、さらに子どもたちの教育に大きな弊害となっていることは青森の『黒書』がのべている通りである。

現職教育（研修）は、一九七二（昭四六）年に出された中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（『中教審路線』以降、その締めつけぶりは年を追うごとに激しくなってきた。この「締めつけ」と「激しさ」は、当然にも日教組の闘争力の後退、つまり、反対闘争戦術の後退と軌を一にしており、北海道など一部を除いては当局のやりたい放題の状況が生みだされてから久しい。だから、青森の教職経験五年研修講座に「義務だと思って」参加した者が八二％に及ぶのも当然かもしれない。そしてまた、この研修「学級経営と学習指導」で「この、子育ての忙しい時に研修だなんて思っている人は辞めなさい。子育てに専念しなさい。学校を去るべきだ」「忙がしくて教材研究ができないなどといわずに時間を見つけない」と言い、さらに「子どもは“能力”“協力”で分類される」「子どもは植物や工業製品と同じ」とのべる当局の姿勢から臨教審での論議と関連させて何を読みとるべきか。

## 二、教師の「資質向上」を容認する土壌

『教師の資質向上の方策（第二次素案）』は、「児童、生徒の心身の成長、発達に関する理解力を高め、生徒指導の実践的能力を図るとともに、国際化、情報化などの社会の進展に対応する指導力の向上が、今後特に重要と考えられる。これらは、大学における教員養成、採用後の初任者研修、現職教育を通じ一貫した計画の下に実施されるべきである」とのべている。つまり、教員養成→採用後の初任者研修にはじまる現職教育に至る一貫した計画こそが、児童、生徒に関する理解力を高め、生徒指導の実践的能力を図ることになるというわけである。

この「実践的能力」を高める「現職教育」のためには「子育ての忙しい時に研修だなんて思っている人は辞めなさい。子育てに専念しなさい。学校を去るべき」ということになるのである。△資質向上▽以前の“病気休職者”を、そしてまた、「子育てに忙しい」教師をも臨教審は学校から放逐しようとしているといっても過言でもあるまい。

いま、児童、生徒数は（急激な）減少期に入っている。クラスサイズをよほど小さくしなければ、教職員は「過員」状況となる。公務員にはいわゆる直接的な「首切り」は存在し

ないから、それを実態化させるには「辞める」状況をつくりだす以外にはない。△研修▽攻撃はしたがって強者と弱者を分類するためのモノサシの役割をも果たすことになるわけである。

それでは、臨教審流「子どもたちのため」の現職教育（研修）が、どれだけ子どもたちと教職員を切り離しているか、その実態を福島を例に報告しておこう。

「一つは、いま各学校の中で教職員が学校を離れる、いろんな会合、研究会、講習会等で離れるわけがありますが、どのくらい離れるのか。この学校は教員数、校長以下三一名。授業日数二五一日。この間に五五一回、校長以下教師がともかく学校を離れる業務にあたっている。一回平均約四時間でありますから、時間にすると二二〇〇時間。本来、子どもと触れ合える可能性のある時間が、さまざまな会合によって奪われている。個々の教師のみますと、たとえば校長が二五一日中一〇六回とか、教頭が六四回とか、これで一体学校経営？（注Ⅱ運営）が成り立つのかなという心配も出てきますが、一面で言いますと、養護教員が三〇回も外出をする。これで緊急事態、学校での子どもの緊急対処ができるのかという心配も実は一面で出てくるわけです。それからもう一つは、校内、学校の中になれば、子どもと触れられるのかというと、これまたそうもいかない状況が出ております。二五一日の授業日の中で、校内で持たれた会合が一五六回であります。一番多かったのが現職教育関係会議。これが六七回。それから職員会議が二三回。両方合わせてほぼ一〇〇回。授業日が二五一日ですから、二・五日に一回は会議をやっている。こういう状況が実は現職教育体制の中で出てきている。教員は研修の義務があるとか、力量を高めないやならないという言い方で、あるいは結局は子どものためになるという言い方で、現職教育がこういう形で進められてくる」。これは、昨年の日教組第六〇回大会での福島県の代議員の発言である。

この福島の例で明らかな通り、「子どものため」という殺し文句で現職教育が横行し、その結果、子どもと教師は分断されていくのである。この攻撃をたち切ることはそう簡単ではない。なぜか。「研修をやることのどこが悪いのか」という論法をなかなか打ち破れないこと。同時に、「子どもの力を伸ばす」「教師の教育的力量を高める」というタテマエに押さえこまれ、これに反対する者は「自分の力量に自信がないからだ」とか「子どもを真剣に考えていない」、さらには「サボタージュして楽をしようとしている」と受けとられてしまう風潮が根強いということ、結論的に表現すれば一言、つまり「教育に不熱心な教師」ということに他ならない。臨教審流「教師の資質向上」攻勢を容認する土壌はこうしてつくりだされていく。

先の『黒書』は、「では、そこを乗り越えるにはどうしたらよいのでしょうか。やはり一番大事なことは職場づくりです。職場の教職員がバラバラでは、タテマエ論をうち破ることはできません」とのべている。この職場の団結を破壊しているものこそが現職教育（研修）であるだけに、タテマエ論を克服することは容易ではない。しかし、タテマエ論を克服する以外に、ホンネ（現実の子ども、教職員の実態そのもの）から出発する以外にないことは事実である。

### 三、体罰、いじめ問題と臨教審攻勢

すでに、本誌二八一号の△資料 臨教審三部会の素案▽でも明らかな通り、△教員の資質向上の方策▽は「現職教育」を除いて出揃った。

一方文部省はこのほど臨教審の第一部会（二一世紀を展望した教育の検討）に「教育委員会制度の現状と課題」と題する資料を提出、その中で今後の課題として、「教育委員会の運営と活性化」「校長の責任と権限の再確立」などを示した。この「校長の責任、権限の再確立」は、臨教審第一次答申の「学校の適切な管理運営を確保することは、教育の正常な実施のために、極めて重要なことである。このような観点から校長の権限、学校の組織など学校の管理運営について見直しを行う」を根拠に出されたものである。

ここでは、「学校においては、教育の場にふさわしい基本的な秩序が確立されるとともに、校長を中心とした責任体制が整備され、その基盤の上に創意をこらした生き生きとした教育活動が展開されるべきもの」と、校長の責任体制を強調した上で、「このため、学校の管理運営における責任体制の一層の整備、特に校長の責任と権限の再確立とこれに対する教委の支援の充実強化を図る必要がある」と強調している。

この文章それ自体が抽象的だが、言わんとするところは、いわゆる職場管理体制の再確立である。日教組の影響力を職場から駆逐することにあることは言うまでもない。事実、臨教審第一部会長である天谷は「教職員組織のあり方が、教職員に重大な影響を与えている」とした上で「日教組の活動内容も審議の対象にする」と暴論を吐いている。「二一世紀に向けての教育の基本的な在り方」を審議するはずの臨教審の本音がここで自ら暴露している。

さらに、第三部会の「教員の資質向上」のポイントは次の通りである。

①初任者研修制度Ⅱ国公立の小、中、高と特殊教育校の新任教育に対し、採用後一年間、指導教員の下で実地研修を義務づけ、不適格者は教職適格審査会の審査結果に基づき、教職に就かせない措置を講ずる。

②教職適格審査会Ⅱ都道府県教委に置き、構成員は二〇～二五人程度。新任教員の条件つき採用期間の終了に際しての適格性や、教員としての適格性を欠く者、および講ずべき措置についての審査。

③教員の意欲、自己啓発の奨励方策Ⅱ教員に対する顕彰制度の方策の充実を図ることや、勤務成績優秀な教員に研修休暇を付与することを検討する——の三項目である。

『方策』は、これ以外にも教員志望者の「早期登録制」、社会人活用のための「特別免許状」、大学における教員養成などにもふれている。

以上、日教組解体をめざす臨教審と文部省の動向を概観してきた。

あと一つ見逃せないのが、体罰、いじめに関連してのマスコミ報道による国民意識の誘導作戦と文部省の対応・動向についてである。

改めてのべるまでもなく、今日の「教育荒廃」の現状を直視し、こどもや青年とむかいあい、教職員による体罰を頂点とする管理（主義）教育を許さない民主的な学校づくり、職場づくりが緊急に実現されなければならない。そのためには、主任制や官制研修などに

よる教育労働者に対する管理強化、多忙化という労働強化の状況が解消されなければならない。マスコミや行政当局が異口同音に指摘するこどもの「いじめ」が教師の「体罰」と相関関係にあるとするならば、教育労働者自体を政府文部省、独占資本の「管理体制」とそれ自体から解放しなければならない。

文部省は、一〇月二五日、「体罰に関する事例調査」と「いじめ問題に関する指導の徹底（通知）」などを発した。これら、文部省の調査や通知は、臨教審における教育改革論議の中心課題である「教職員の統制と管理」「こども、青年への道徳教育」強化策をねらったものである。文部省は、みずからの教育行政に何らの反省もしいばかりか、過去の事例を大々的に調査し、その実態を公表し、さらに「教育荒廃」の大キャンペーンを展開し、教職員にこそ責任があるという世論づくりの材料にしようとしている。いま、国鉄（労）攻撃と同じ手法で教育労働者が包囲されようとしている。

#### 四、日教組臨時大会の課題

日教組は、こうした事態にどう立ちむかおうとしているのか。

日教組は、中曽根臨教審と対決すべく十一月二七日に第六二回臨時大会を開く。議案書は「『臨教審』が『中間報告』『基本答申』にむけて『教育基本法』及び『教育職員免許法』の改悪を企画し、民主教育の全面否定、教職員組織の分断と解体にのり出してくる」とが明らかとなった時点では、強力な全国統一闘争を組織して、組織の総力を結集し、たたかう態勢を緊急に確立」と、たたかいの方向と闘争戦術のポイントについてのべている。「強力な全国統一闘争」とは当然にも「ストライキ闘争」を念頭においた提起であることは言うまでもないだろう。

日教組はこれまで、教育改革国民運動として、国民の求める教育改革案づくりと多面的なシンポジウム、総評提唱の二万か所教育対話集会による対話から共同行動への発展、軍事基地を結ぶ平和教育交流集会などを展開してきた。しかし、「……また、『臨教審』の先どりとして進められている管理体制強化の攻撃に対し、職場闘争を中心に反撃していく運動を強めます（前掲議案書）」とのべている、この点についての具体的な闘争指導と全国的・実践的な交流とたたかいの教訓化こそが日教組運動にとって緊急に求められている最大の課題であろう。同時にまた、職場闘争の土台となる教育労働者自身の相互批判と信頼こそが管理教育からの解放、教師批判からの包囲網を打ち破る鍵となるにちがいない。

以上、今回は現職教育という官制研修問題（攻撃）と教育臨調の関連について述べてきた。次回は、日教組臨時大会報告を軸に、教育労働運動内部の潮流（路線）をめぐる問題点についてふれてみたい。

（つづく・K）

◇K・A・ハチャトウロフ氏に聞く◇

## 七〇年代以降のラテンアメリカ情勢

ソ連の通信社「ノーボチス通信社」副社長であり、ラテンアメリカ問題専門家でもあるK・A・ハチャトウロフ氏が来日した。氏の著作は日本でもすでに二冊翻訳され、ちかく「ラテンアメリカのイデオロギーと対外政策」と題された第三冊目の著作がありえす書房から刊行される。わが国でもなじみの深い人物だ。

本誌では、同氏に「七〇年代以降のラテンアメリカ情勢」について話を聞いた。以下はその要約である。

(文責・編集部)

### 解放闘争の前進と基盤の拡大

テーマはひじょうに広範な問題だ。したがって、簡単にポイントにかぎりお答えしたい。

「七〇年代以降のラテンアメリカ情勢」を論じる場合、中南米、カリブ海諸国をふくめ考える必要がある。過去一五年間、カリブ海諸国が新たに生成、発展しているからだ。

第一の特徴は、アメリカ合衆国、金融寡占資本と広範な社会勢力との間で闘争が激化していることだ。この傾向がもっとも基本的で、主導的だ。

第二の特徴は、解放闘争のプロセスにおいて、社会的な基盤が拡大していることだ。そのなかで主導的な勢力は労働者階級だ。中南米諸国の労働者階級はかなりの結集度をもつ。

ラテンアメリカの国々には種として資本主義的な発展をたどっているし、一部の国々にはすでに、独占資本の発展段階にまで達している。その当然の帰結として、南米では都市人口が多数を占め、国民所得の多くは工業生産によっている。したがって、労働者階級が主導的な解放勢力として存在しているわけだ。

さらに、解放闘争のプロセスで大きな役割をになっているのが、革命的民主勢力、学生の層から出てきた人びと、都市の中産階級の人びとだ。彼らは闘争過程で共産主義に接近してきている。少なからぬ部分がマルクス・レーニン主義の党に加盟するまでに成長している。

この典型がキューバの「七月二六日運動」だった。カストロ首相たちの運動だ。キューバの革命過程は一九五三年、モンカダ兵営襲撃から始まった。そしてキューバ革命の成功が五九年一月。この「運動」はいま言った過程を急速に経ている。

こんにちでは、解放勢力にさらに新たな社会層が加わっている。民族ブルジョアジーの一部、軍隊の一部、さらにたいへん重要なことだが、宗教信者、宗教職にある一部の人びとだ。後者はとりわけ重要だ。というのは、ラテンアメリカではカトリックが主要な宗教であり、世界のカトリック教徒の半数がラテンアメリカ人であるからだ。

カトリック教は、この地域を思想的に支配してきた。その基盤は反共主義だったが、こんにちではカトリック教の指導者たちの考え方も、抜本的に変化してきている。

歴史的なプロセスにも明らかだ。たとえば、ブラジルに軍部のクーデターがおこったのは一九六四年。このとき、司教たちの大多数がクーデターを支持した。しかし、三年後の六七年には、これらの司教たちは「反独裁体制」へと移行し始める。

チリのクーデターのおきにはもっと顕著だった。アジェンデを倒したピノチエトを支持した司教はたった三人。このとき、最高司教は一九名いたにもかかわらずです。



もっとも決定的な影響を与えたのは、エルサルバドルでのロメロ大司教暗殺事件だ。一九八二年のことだが、この事件はカトリック教徒たちに、このうえもない“洗礼”、教訓を与えることとなった。というのは、カトリックの“敵はだれか”“味方はだれか”を明確にしたからだ。

こうした過程は、同時に南米での一連の民政移管の本質を示すものだ。

#### 民政移管の背景と本質

八〇年代に入って南米では軍部独裁政権が次つぎと、民政に席を譲った。ボリビア（一九八〇年）、アルゼンチン（一九八三年）、ブラジル、ウルグアイ（一九八五年）というのが、その推移。軍政が残るのはチリとパラグアイだけだ。これらは、民主運動、反帝国主義運動の直接的結果であり、将軍たちのお慈悲ではない。彼らは余儀なくそうされたのであり、この点が重要だ。

七〇年代、南米では軍事クーデターが続発した。エクアドル（一九七二年）、ウルグアイ、チリ（一九七三年）、ブラジル（一九七四年）、アルゼンチン（一九七五年）というものだ。ボリビアでは一九五二年から軍政が続いており、民政がおこなわれたのはコロンビア、ベネズエラという国々にだけだ。

クーデターで軍部は民衆に安定成長と繁栄を約束した。だが、軍部の独裁政治は未曾有の危機をもたらしたただけだった。天文学的インフレと対外債務の増大は、危機の一つのあらわれにすぎない。つまり、これらの国々における社会・経済体制が根本的に揺らいだのだ。こうして、軍人たちは“もはや統治不能”におちいり、民政にその地位を譲りわたさねばならなくなった。

アルゼンチンに例をとろう。この国では上記の過程が、マルビナス島をめぐる事件で加速された。危機にあった軍人たちは、マルビナス島への軍事干渉を“最後のチャンス”として利用しようとした。

マルビナス島の領有問題について、私たちはアルゼンチンが権利をもちていると考えている。それはそれとして、アルゼンチンの軍人たちは、この問題を社会的諸矛盾やアルゼンチン人民の反軍部運動から、国民の目をそらすさせるためのテコしようとしたわけだ。その意図は失敗に終わった。というのは、二〇世紀に入ってはじめてのヨーロッパ人との戦争だった「マルビナス戦争」は、将軍たちの唯一の機能、つまり戦争をすることにも彼らが無能であることを暴露したからだ。

歴史的諸事件を比較することは困難で危険をとまなう場合が多い。だが、「マルビナス戦争」は「日露戦争」と比較することができる。「日露戦争」は皇帝の専制政治のもろさを露呈させた。他方、「マルビナス戦争」はそれと同じく、アメリカによって権力の座についた軍事・警察権力の弱さを露呈させた。

#### 「マルビナス」は一つの転換点

「マルビナス戦争」は中南米における一つの歴史的転換点となった。これによって、中南米の解放運動が飛躍的に高まったからだ。

アメリカの過去百六十年間の大略政策は、「モンロー・ドクトリン」にもとづく。「ラテンアメリカの国々がアメリカ大陸以外の国から危機にさらされた場合、これを守り抜かねばならない」というのが、その考え方だ。しかし、実際には、歴史的にも「モンロー・

ドクトリン」は、ラテンアメリカへのアメリカの覇権主義を実現するために利用された。さらに「モンロー・ドクトリン」は一九一七年以降、「反ソ主義」をおおるために利用された。その典型がグアテマラにおける民主政府の転覆（一九五四年）、ドミニカへの軍事介入（一九六四年）、そしてキューバ革命崩壊をもくろんだ「対キューバ制裁措置」（一九六〇年）だ。

ここで主題である「モンロー・ドクトリン」と「マルビナス戦争」に移りたい。アメリカは一九四八年、米州機構をブラジルで結成した。「モンロー・ドクトリン」にもとづくもので、その目的として「米州地域での平和と安全保障の強化」等をうたっている。この条約にしたがえば、「マルビナス」でアメリカはアルゼンチンを援助しなければならぬ義務を負っていた。アルゼンチンの將軍たちも、これをあてこんで戦争をおっぱじめたのだが、レーガンはイギリスを支持し、無条件の援助をイギリスにさしむけた。他方、ラテンアメリカでアメリカに協力したのはチリだけだった。

こうして、「マルビナス戦争」は、中南米の独裁者たちにも大きな心理的影響を与え、心理的転換点ともなった。というのは、アメリカはみずからの必要とあればどの国でも、どの国の独裁者でも、ちょうどレモンの搾りカスのように投げ捨てることを証明したからだ。同時に、「マルビナス戦争」はOASがアメリカの利益のいいなりであることをも明らかにしたからだ。

### 「社民」勢力が影響力

解放運動の社会的基盤の拡大は、ラテンアメリカで社会民主主義、社会主義インターの勢力がかつてなく強まっていることにもあらわれている。社会民主主義の以外の大陸で現実の力を示しはじめていることだ。注意すべきことは、社会民主主義者の運動は一樣ではないということだ。

西ヨーロッパでは「社民」は一般的には、アメリカの注文を実行する勢力だ。たとえばフランス。ミッテラン大統領はアメリカのパーシングミサイルがソ連の国境ちかくに配備されることに、大きなイニシアチブを発揮した。その意味で、（ミッテランは）フランスのかつての大統領とも比べようもないほどのことをやった。ポルトガルでは、「社民」のリーダーたちは、この国の資本主義を救済している。

しかし、南米では事情はまったくちがう。かつて、カウッキは「資本主義でもなく社会主義でもない」といった。この類の社会主義的選択でも、アメリカにはたいへんな危険をはらむものであるからだ。

たとえば、ペルーでの出来事だ。この国では今年、大統領選挙で南米ではいちばん若いガルシアが当選した。APRA（アメリカ革命人民同盟）の政府だ。この党は社会主義主義的なポピュリズム政党で、反帝国主義的な政策をとっている。

### 中米・カリブ海諸国が最前線に

もう一つ重要な傾向がある。冒頭述べたが、七〇年代の終わりから八〇年代はじめにかけて、解放運動のプロセスがカリブ海諸国、あるいは中米にその中心を移してきたことだ。ニカラグア、そしてグレナダだ。

ニカラグアのサンディニスタ革命は七九年七月。五九年のキューバ革命以来、ラテンアメリカの革命闘争史上もっとも重要な出来事だ。その他の国ぐにでも解放運動は進展して

いる。

たしかに、七三年のチリでの反革命、八三年のグレナダのように紆余曲折はあり、一時的敗北を味わっている。しかし、中米での革命過程の進行は、中南米が地球的規模において、解放運動の最前線にあることを示すものだ。

現在、レーガンはニカラグアに攻撃を集中している。公式文書で「いかなる代価を払っても」と、ニカラグア合法政権の転覆を言明している。昨年、レーガンはニカラグアの海域に機雷を敷設した。多くの船舶がその被害をこうむったことはまだ記憶に新しい。世界の世論はレーガンを批判した。このとき、ニカラグアは、レーガンのこの暴挙をハーグの国際司法裁判所に提訴した。しかし、レーガンは国際司法裁判所の決定を承認しない立場をとっている。国際世論をまったく無視しているわけだ。

私は一年前、ニカラグアに行った。ニカラグアを南北から挟撃しているコスタリカ、ホンジュラスの国境にも行った。この経験からいえることは、ニカラグア革命を内から崩壊させる要素は何もないということだ。ニカラグア革命の唯一の脅威、それはアメリカの軍事的干渉だ。つまり、侵略だ。もしアメリカがニカラグアに侵略すれば、犠牲は未曾有のものとなることは必至だ。というのは、ニカラグアはグレナダではないからだ。

ニカラグアに次いで、レーガンの次の標的にされているのがエルサルバドルだ。ここでもレーガンは、腐り切った反人民的な体制を守りぬこうとしているからだ。レーガンは、「エルサルバドルでは国際共産主義勢力と自由勢力が対立している」といつている。しかしこの主張もウソだ。なぜなら、エルサルバドルの解放勢力フアラブント・マルチ民族解放戦線(FMLA)は、一つの政治勢力として公認されているからだ。モスクワやハバナやマナグアがそれを認めるだけではない。メキシコやフランスのミッテラン大統領、さらにはケネディ上院議員も、「エルサルバドルでは貧困、暴力が支配し、他方で自由、もつともありきたりの人間生活への志向が対立している」といつている。

レーガンは、FMLAを「テロリスト」とも規定している。これもウソだ。なぜなら、FMLAはエルサルバドルの政府から認められた存在だからだ。これは、ドアルテ大統領がFMLAと交渉に入ったという事実を示される。つまり、FMLAは公的存在となっており、テロリストではけっしてないことを証明するものだ。

エルサルバドル情勢がどう動くか、その予測は困難だ。長期にわたり軍事的闘争がつづくだろうことはたしかだ。恥も外聞もないアメリカの軍事干渉がつづくだろうからだ。ことにちのエルサルバドル、それは「小ベトナム」といつている。

グアテマラもアメリカの脅威にさらされている国だ。グアテマラにも豊かな民族解放のたたかいの経験がある。それは、第二次大戦後アメリカがはじめて軍事介入したのがこの国であったことに示される。一九五四年、この国に合法政権が生まれた。ところがアメリカは、「共産主義の脅威」を口実に、この民主的政権を武力で打ち倒した。それ以来、グアテマラでは無数の殺人、拷問などの蛮行で、南アフリカを除けば世界的な記録を樹立しているほどだ。

グアテマラ国民の約九〇％はインディアン。このインディアンたちはこれまで一貫した闘争をおこなってはこなかった。だが、こうした最近の一連の出来事の結果、彼らも武器を手にするようになってきている。したがって、この国でもアメリカの動きのなかで、ときとして闘争は一挙に燃え上がる時もあるが、たたかいは長期にわたると思われる。

ホンジュラスは中米でもっとも貧しい国だ。現在ではニカラグアへの「前進基地」となっ

ている。したがって、この国にはかつて中米ではみられなかったような軍事施設が集中。このことが、ホンジュラス国内で重大な不満を呼び起こすばかりか、国境を接するニカラグアはもちろん、エルサルバドルでも、この事態に憂慮の念が高まっている。つまり、エルサルバドルはホンジュラスの軍事拠点化に脅威を感じているということだ。

コスタリカではちがった状況がある。この国は中米でもっとも平和な国だった。憲法で軍隊をもたないことを決めていたからだ。しかし、こんにちでは大きく変化した。この国に軍隊が増強され、平和でなくなってしまった。というのは、アメリカはニカラグアへの南部戦線として、コスタリカの親米政権を利用してゐるからだ。

パナマでは軍事力が愛国的、人民的な方向で行使されうることを証明した。トリホス將軍の政府で、パナマ運河の主権が回復されたことだ（一九七七年）。トリホスはこの他、キューバとの国交回復（一九七四年）、ニカラグアのサンディニスタ政権、エルサルバドルのFMLAとの友好関係を維持した。そこでCIAはトリホスの殺害を組織（一九八一年）、文民政府による親米化を模索したのです。しかし、アメリカのパナマへの干渉の事実が暴露されたが、この文民政府も崩壊のうきみにあつてゐる。しかも、この国の軍隊（国家警備隊）は愛国主義的政策を遂行中だ。

#### 中南米の政治過程は世界にも影響

最後に文民政府の見通し、対外債務問題について考えてみたい。

南米の国々には、いわゆる「合憲体制」が発展していくだろう。聞いたことだが、軍隊はすっかり信用をなくし、士官を親せきにもつことを「恥」とする風潮、あるいは、軍人たちにも「兵舎でじっとしていた方がよい」との気分が広まっている。

こんにち南米では、パラグアイとチリの二つの国に独裁体制が残るだけとなった。パラグアイでは一九五三年以来、親ナス將軍のストロースネルが政権の座にある。だが、今年に入り、「反ストロースネル」の組織的デモがおこなわれ、ストロースネルも妥協を強いられるという状況にある。他方、アメリカ人は「ストロースネルはガンに犯されており、ヨーロッパでの治療が必要」と書きたてはじめてゐるほどだ。

チリではもうすこし情勢が複雑だ。チリにはパラグアイよりもっと高度な技術に支えられた軍事・警察体制がある。しかし、ここでも軍事独裁体制の基盤の動揺はいちじるしい。反独裁者の気分が毎日おもてにあらわれていること、そのなかでチリの国民が銃弾を恐れなくなつてゐること、銃弾をハネのけ政治的主張を高く掲げるようになってゐることなどだ。この背景には、フリードマン流の経済的失敗が、国民に多大の経済的犠牲を強いてゐることがある。たとえば失業率は南米でもっとも高いといつたような……

対外債務問題はこうした傾向をさらに加速する方向に作用しよう。根本原因はアメリカの政策にあることがはっきりしており、このことによつて、これまでとはまったくちがった基盤において、南米諸国を「反米」的にまとめあげる要因となつてゐるからだ。

中南米における政治過程は、アメリカ以外の資本主義国にも大きな影響を与えずにはおかないだろう。たとえば日本にたいしても。したがって、中南米の情勢をグローバルにとらえることが必要だと思ふ。

## 反対の立場で修正案提出へ

— 千葉県本部「新宣言」に態度決定 —

日本社会党千葉県本部は、九月一六日第四一回県本部委員会を開催した。この委員会は九月に開催された県本部定期大会において、「新宣言」に対する反対意見が多く出され、大会集約において、全国大会以前に県本部委員会を開催して、県本部の態度をきめるという方針によって開催されたものである。

委員会は、岩垂中執より中央執行委員会草案の説明がなされた後、十九名の委員が発言した。賛成者は四名、他の十五名は中執原案に反対であり、この内容では認められないという意見であった。

反対意見の内容は、全国的に共通しているものであり、ここで述べる必要はないと思う。はげしい討論の過程で、総支部より、このさい廃棄、反対だけでは全党で通ることは困難である。したがって、修正意見書を提出し、その立場で全国大会にのぞむことが、より実際的ではないかという提案があり、これを受けて次のような執行部集約があり、四一回県本部委員会は満場一致で決定した。

- 1、中執原案の「新宣言」について、少数の賛成者はあったけれども、委員会として反対の態度を決定する。
  - 2、反対の内容として、習志野総支部提出の修正案を県本部の態度として一月二〇日までに中央本部に送付する。
  - 3、県本部選出の代議員は、この機関決定を尊重して全国大会に当る。但し、大会における具体的行動は、他都道府県本部との関連があるので代議員団会議に一任する。
- 以上が決定の要旨である。県本部分裂後十年間、決定機関において採決をすることなしに運営してきた千葉県本部としては画期的なことであった、と関係者はいっている。逆にいえば、新宣言の内容については、それだけ反対が強いともいえるのではないだろうか。さて、それでは千葉県本部が提出することを決定した修正案の主旨はどういう内容か、その概要を報告する。

### 過程社会主義と憲法社会主義を否定

千葉県本部修正案の特徴は、はじめの項では、綱領、社会主義への道を評価し、このように書かれている。

これらの（綱領、「道」のこと）文章は、その時代の情勢分析、党の闘い方向を示した財産であり、この限らない財産の発展の上に新宣言をつくる、とあり、中執草案のように、歴史的文書として、これらの文書にかわって新宣言をつくる、という否定的文言とは反対の評価となっている。

次のめざすの項では、社会主義の実現を草案（以下中執草案をそう呼ぶ）では、たえざる運動、たえざる発展、たえざる社会改革として扱えた、いわゆる過程社会主義論となっ

ているが、修正案（以下千葉県本部修正案をそうよぶ）では、この部分は削除し、さらに社会主義は人類普遍の原理である、も削除して、新しく社会主義政権の樹立を文書として入れ、権力の飛躍をにじませている。

社会主義の理念では、憲法社会主義論を全面的に否定して、修正案では全面的に削除されている。岩垂中執とも議論になった点でもあるが、現在のようになくし改憲が進み、平和と民主主義が危機的状況になっている今日、護憲の闘いは、きわめて重要な闘いであり、われわれの根幹をなす闘いであることを否定しないし、まったくその通りである。しかし、だからといって社会主義社会まで、現憲法で通用するわけではない。財産権をこれを侵してならない、では、生産手段を共同所有にすることはできない。ブルジョア社会における護憲闘争と社会主義における憲法は、関連性はあるが、区別されなければならない。

さらに草案では、基本政策のなかに生産手段の所有形態について何らふれられていない。生産手段がすべて個人所有の社会主義などの存在するはずもない。もしあるとしたら、それは社会主義ではなく資本主義である。修正案では、不十分ではあるが、主要な生産手段の公有化を進めることが明記されている。草案とは正反対である。

#### 反社会主義を直す

みつめるの項では、草案は、西欧社民党を評価し、ソ連をはじめ社会主義国を否定している。作業小委員会が共産主義と使った言葉を社会主義といいかえたと過ぎない。この視点は、単なる文書上の問題ではない。まさに社会主義者の世界観の問題である。

その点、修正案では、社民党や労働党の役割りを一定程度評価しながらも、インフレや失業を克服できない。いうならば資本主義の矛盾を克服できていないと述べている。

また、ソ連などの社会主義国についても、日本社会党のめざす社会主義とは、具体的なあり方はことなるが、その本質については、深く研究し、参考にしなければならない、として科学的態度に立っている、といえる。

また短い文言であるが、修正案には、日本独占の方向性も指摘されている。それは資本輸出と軍事大國化の危険性である。これは草案にはふれられていない内容である。

#### 参加、介入では闘いは進まない

かえるの項は、草案では全面的に「参加・介入」路線をとっている。これに対して修正案は、参加、介入を削除し、日本社会党と労働組合の強化をかちとり、勤労国民を広く結集した国民戦線をつくり出す。このような表現となっている。

国労攻撃に端的にあらわれている攻撃は、労働組合と労働運動を圧殺する内容である。このような情勢のなかで参加、介入路線では闘いにならないどころか、闘いにとってマイナス作用しか働かない。修正案は全面的にそのことについて述べているわけではない。不十分な指摘にとどまっているが、それでも草案とは質が違ってくる。

その項のなかでも、大企業の社会化、公有化を強調している。

保守連合を否定し、資本主義の階級性はつづいている

つくるの項では、貧困、差別、非人間化はかつて労働者に集中的にあらわれた。しかし現代では、高齢化、医療、福祉、生態系の変化など階級を超えた国民的課題が拡大している、というのが草案であり、この国民的諸課題を解決することを第一義的任務としている。まさに没階級的視点である。

資本主義社会において、階級の問題でない課題など存在しない。生命でさえも階級的問題となる。三池や大夕張の炭鉱災害、また、日航ジャンボジェット機の墜落事故でさえ階級の性格を帯びる。階級的課題でない課題があれば、それはわれわれの闘争課題ではない。したがって、修正案ではこのような没階級の記述は全面的に削除されている。

さらに多くの方面から反対意見が出されている、いわゆる保守連合に道をひらく、連合政権構想についても全面的に削除となっている。

あとは文章上の表現について、何点か修正されているが、それをこまごまと述べる必要はない。

反行革闘争を中心に、新宣言の廃文化を

以上が千葉県本部提出の修正案の骨子である。草案は、もっとも右の社民の思想によって書かれた内容であって、修正案ではとうていその内容を払しょくできるものではない。しかし、現在の段階では、廃棄、反対だけで党内多数派を形成するのは困難である。その点から考えて、修正案は党内多数意思の結集の方法として十分活用できると思う。

草案のいう「保守連合」も、報道されている新運動方針の中曽根包囲網のための「保守連合」も、また、石橋委員長二期目の就任の決意に示された「保守連合」も、決して現実の諸矛盾を解決することにはならない。現在の軍拡、行革、政治反動の嵐も中曽根個人の思想から出ているだけではない。資本主義の社会の深刻な矛盾のなから生じているからである。

むしろ、危険なことは、政権欲しさのあまり、保守連合に乗る路線は、政治的には「反共」「反協会」そして左派排除となってあらわれる。それは将来のことではなく、いままその傾向は強い。中曽根反動内閣の包囲網といいながら、現実的には、その路線に手を貸すことになる。それを過去の歴史は教えている。

とくに、保守連合では、国鉄を頂点とする行政改革に反対する政府ではなく、その逆に分割、民営化、そして、地方行革、教育臨調など推進する政府となる。社会党が頑強に行革に反対すれば、自民党内の一部はおろか、公明、民社とも連合できない。連合できるとすれば、行革反対の党の基本を下げるしかない。新宣言に反対する具体的内容は、新宣言に示された思想を闘いを通じて否定することになる。それは、現実的課題として国鉄の「分割・民営化反対」の方針を変更せず闘い抜くことである。

千葉県本部修正案は、党内の左派、良心派の結集の条件として生かすことができるかどうか、現実の闘いと深い関連をもっている。

資料 郵政省の「新労務管理指針」

## 活力ある郵便局をめざして

今日管理者が共通認識すべきこと(下)

### 1 管理者として求められること

(1) 今日の郵政事業経営において管理者として求められる最も重要なことは、国民のニーズに応じたサービスを提供し事業の発展をめざすこと、そのための職員の意欲とそれに裏打ちされた実践・行動を引き出すこと、及び地域社会への積極的な働きかけにより郵政事業への信頼を高めることにある。

管理者は、職員が持てる力を存分に発揮し、かつ、その力が郵便局全体のものとして組織化され、最大の効果となって表われるような活力ある郵便局づくりをめざして努力していかねばならない。職員の意欲的な仕事の取組みが具体的な業績の向上に結びつき、地域社会から真の信頼を得、愛され親しまれる郵便局になったと感ずるとき、職員はそこに働きがいや生きがいを見い出すことになり、明るい活力ある郵便局が生まれるであろう。そのために管理者の果すべき役割がいかに重要であるかを十分認識しなければならぬ。

(2) まず、管理者自身が事業経営の責任者としての自負と使命感を持って職員の先頭に立ち、強力なリーダーシップを発揮していくことが重要である。そのためには、経験と知識を存分に生かしつつ、常に自らの意識改革に努めながら、営業感覚、コスト感覚を高め、広い視野から物事を考え、柔軟で正しい判断ができる力を養っていくことが必要である。

また、管理者は、豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、常に誠実な態度で接するなど、職員に真に信頼される魅力ある管理者になるため自己啓発の努力を怠ってはならない。平素から職員との心の通った対話を深め、温かさ・思いやりのある対応をするなど人間の信頼感を基礎とした職員の一体感の醸成に心がけることも大切である。

さらに、日ごろから深い事業知識に裏打ちされた交渉力の練磨に努め、自分で考え、自分の言葉で説得できる力を培い、常に信念を持って決断し、勇気を持って実践していく行動力が今こそ求められている。

なお、競争時代における事業の展望を切り拓く要ともいえる営業活動には、全職員が創意と意欲を持って参画し、実践していくことが肝要であり、そのためには、時においては、管理者自らが先頭に立ち、実践を通じて職員を啓発していくことも有効である。

(3) 活力ある郵便局づくりは、秩序ある明るい職場づくりでもある。職員が意欲に燃えて職務に取り組み、その成果が業績の向上に結びつき、生きがい働きがいのある明るい活気のある職場をつくりあげていくことである。そのためには、郵便局全体が経営組織として機能的に活動しなければならず、法秩序や職場規律が整然と遵守されていることが、基本的条件である。

管理者は、まず秩序ある明るい職場づくりや業務運営の阻害要因となっている職場の問題点を冷静に把握分析して、職場改善の措置を信念を持って積極果敢に講じていかなければならない。経営責任をもつ管理者としては、事なかれ主義的な考え方から、行うべき的確な措置を手控えるようなことはあってはならず、場面場面に応じて筋を通し理にかなった対処を行うことが、結局のところ職員や労働組合からも信頼を得ることにつながるもの



であることを十分念頭におき、自信と勇気を持って対処すべきである。その際、定められた方針を画一的な手段や方法により厳格に実践することによって効果が上がる場合と、「社会通念」や「ケース・バイ・ケース」といった応用能力の裏打ちによった実践が効果的である場合とがあり、この的確な判断及び選択が要請されることになる。

(4) さらに、郵便局を全体として活力あるものとしていくには、三事業が一体となった業務の推進が今日特に強く求められており、それには、まず、局内管理者相互の連携強化を図って機能的・機動的に対応できる体制づくりに努める必要がある。

また、管理者が事業経営の責任者として、その役割・機能を十分発揮するためには、主事・主任など役職者の機能発揮が極めて重要な鍵となることは改めて言うまでもない。業務遂行の要であり、職員との接続点でもある役職者の機能・役割について十分認識するとともに、各種施設の計画策定に参画する機会を多くつくるなどその活動領域の拡大を図り、あらゆる機会をとらえて職責意識と意欲の高揚、能力開発に努めることが重要である。

## 2 職員に何を求め、どのような職英を育成していくか。

(1) 事業を取り巻く今日の厳しい環境条件下にあって、他との競争に打ち勝ち、事業の生々発展を図り国民の信頼と期待にこたえていくためには、全職員が共通した正しい現状認識の下に一丸となって意欲的に仕事に取り組み、それが全体の力となって発揮されること極めて重要である。

今こそ、事業人としての高い職業意識とともにおう盛な意欲を持って職務を遂行する職員が求められている。管理者は、平素から職員一人ひとりの人格・人間性を尊重し、心の絆を強めながら、事業の現状を正しく理解し、自ら事業を支える気概を持ち、積極的に事業に参画し事業の進展を図る職員を育成することが必要である。

(2) 活力ある郵便局づくりをめざしての職場開発のためには、小集団活動の推進が極めて有効である。チームとしての職員集団が、自らの創意と工夫によって、郵便局の重点施策目標等に連動した一定の目標を設定し、協力・共働の成果として業績の向上、職場の改善を図り、その目標を達成することは、職員の働きがいと充足するとともに、職場の一体感の醸成に大いに役立つものである。管理者は、チーム・リーダーの育成をはじめ、あいりとなる職場の問題等を積極的に改善是正し、小集団活動の活発化を図るための環境づくりに努力する必要がある。

なお、営業活動の目的は、業績の向上、収入の増加にあることは当然であるが、その実践は、職員が地域社会やお客様とのつながりを意識し、自らのアイデアや熱意が直接的な形で反映され、働きがいと充足される機会でもあることに留意し、職員を育成するという観点からもこれを積極的に推進していくことが重要である。

(3) 管理者は、業務研究会、提案制度など現在ある職員参画の場、機会の効果的な活用はもちろん、日常職場において職員が改善工夫等の意見やアイデアを進んで提案できる雰囲気をつくるとともに、そのための情報をできるだけ多く提供し、また、職員の建設的な意見やアイデアは積極的に採用して日常の施策に具体化していくことが大切である。職員が仕事を通じての創造的喜悦や自分の意見が反映されることによる感激を経験し、働きがいや生きがいと充足することが、事業参画意識の高揚に寄与するものであることに留意するとともに、職員が訓練参加や業務上の知識の習得等の具体的な目標を持つことにより、

向上心や勤労意欲を高めていくよう十分配慮していくことが必要である。

(4) 職員の日常の仕事ぶりや実績については公正に評価し、更にレベル・アップを図るため、適時適切に指導することが重要である。仮に、過去の経緯などのみにこだわら職員の不断の努力を素直に認めなかったり、職場の公平感を欠くような態度をとるようなことがあるとすれば、それは仕事に対する職員の意欲の減退を招くものであることに留意し、「褒めるべきは褒め、叱るべきは叱る」信賞必罰の考え方を勇氣と信念をもって実行に移すことが肝要である。また、職員の仕事ぶりに対する公正な評価を通して能力主義に基づき適材適所の人事配置をしていくことも職場の活性化に極めて大切なことである。

(5) 管理者と職員との関係は経営秩序の中にあつては上司と部下との関係である。上司である管理者にいわゆる職務上の命令を発する権限があり、部下である職員にそれに服する義務のあることは言うまでもないことであつて、適時適切な指示や命令が行き届き、それが受容されることが肝要である。ただ、管理者も職員も、結局は感情を持つ人間であることから、人間的信頼感があつてこそ、職員の「やる気」を喚起し、意欲的、創造的な仕事ぶりが期待できるものであることも銘記する必要がある。

さらに、職場の士気を高め職員一人ひとりがおう盛な意欲を持つて職務を遂行できるようにするためには、管理者は、時においては自ら率先垂範して事に当たり、情熱と意欲を持つて職務を遂行するなど、自らの姿勢に負うところが大きいことに留意すべきである。

(6) 管理者は、職員との日常のあいさつ、対話、付き合いといった人間関係を大切にし、信頼感の醸成に努め、職員の仕事に対する不平・不満を的確に把握し、健康上の心配など日常の悩みについても親身になつて相談にのる等、真に人間的なふれあいを重視した温みのあるきめ細かい対応に心がけることが肝要である。

近時、職員の労働条件の改善に伴い余暇が増大していることにも留意し、職場のレクリエーションやサークル活動等を通じてのふれあいの場を多く持ち、職員との親密感、職場の明るいムードづくりを進めることは、職員の勤労意欲の増進に深くかかわることをよく認識する必要がある。

### 3 労働組合に何を求め、どのような労使関係をつくっていくか。

(1) 人力依存度の高い郵政事業が、社会に対する高い有用性を維持・開発しながら更なる発展を期していくためには、いわば集団的な人間関係ともいえる労働組合との間において、健全な労働運動の浸透・定着という労働組合の内部努力を期待しつつ、正しい安定した労使関係を確立していくことが欠かすことのできない要件であり、活力ある郵便局の基盤となるものである。

特に「競争時代」「営業時代」といわれる事業環境下にあつては、労使が事業に対する共通認識をもち、より信頼関係を深め、事業の発展のためお互いの立場の違いは認めつつも理解し協力し合つていくことが極めて重要なことである。また、労働組合の社会的機能が増大し、事業運営に対する影響力も大きくなつてきている今日、労働組合に社会的責任を自覚した行動を促し、大切なパートナーであるとの認識のもとに積極的に理解と協力を求めていくこともまた重要である。

さらに、経営基盤を確立し事業が縮小再生産の道をたどらないよう、経営責任を全うして職員、労働組合の期待にこたえていくことが、労使関係安定の基礎であることを十分認

識する必要がある。

(2) 部内労働組合は、総体としては、事業を労使間の共通基盤とし、交渉や話し合いによって問題解決を図り、事業の発展を図る中から組合員の雇用を守り、労働条件を改善していくこととする運動を指向している。このことは、社会的にも事業経営からも好ましいものであり、それが正しく定着し、更にレベル・アップするよう期待するものである。

管理者は、それぞれ対応する組合の具体的な行動や取組みを十分見極めつつ、指導的な立場にある組合役員等の言動が大きな影響力をもつことにも留意し、より健全な労働運動の浸透、定着に努力を傾けるよう、アプローチしていくことも重要である。

(3) 職員の意識・価値観の多様化や政党・労働界の潮流の変化の中で、部内には複数の労働組合が存在しているが、これらに対しては、不偏不党の対応をしていくものであり、一方の組合にことさらに偏した対応をする等のことはあってはならないことである。また、労働組合内部の問題や労働組合相互間の問題には、不介入の立場を堅持していくものである。

しかしながら、事業経営の立場から、いずれの組合に対しても、より健全な労働運動を期待しあるいは安定した労使関係を築いていくために公正な論評・批判を行うことは当然であり、また、労働組合内部の問題や労働組合相互間の問題であっても、それが正常な業務運営を阻害しあるいは職場規律を乱すことにつながるような場合には、適切な措置を講じていくべきことも当然である。

(4) 正しい安定した労使関係を確立していくには、労使双方が、お互いの立場を尊重し合い、フォーマルな出合いの場はもちろん、日常あいさつ、対話等を通じて良好な人間関係を築くとともに、相手の話に十分耳を傾けるなどの相互の信頼関係を築き上げていく姿勢が何よりも大切である。

また、労使は、お互いに踏み込んでほならない領域があることを正しく理解することが正しい安定した労使関係を築く基本であることを認識することが重要である。

したがって、管理者は、労働組合を敵視したり、介入したりすることはあってはならず、労働組合の立場を理解し、誠意と信頼をもって接し相手の人格を尊重する態度が大切である。内時に、事業経営を全うすべき責任は管理者が負うものであることを十分に踏まえ、いたずらに労働組合に迎合したり、目先の労使関係や当面の業務運営のみにとらわれ本来管理者がやるべきことを労働組合の手に委ねたりすることは、よりよい労使関係を築くためにもけっしてプラスになるものではないことを十分認識する必要がある。管理者は、自己の立場を自信と勇気を持って主張し、筋を通して理にかなった対処を行うという態度が真の信頼関係を育て、正しい安定した労使関係を確立する道であることを忘れてはならない。

(5) 労使は、定められたルールは互いに誠実に守るといふ姿勢が大切である。取り分け、労使関係の基本とも言える「コミュニケーション・ルール」については、これを尊重し、遵守するとともにその円滑な運用と一層の定着に向け双方が努力すべきことをよく認識する必要がある。

最近、労働組合の立場から、事業に対する具体的改善策を提言してくる事例も多く見られるようになってきているが、管理者としては、組合側の意見に十分耳を傾け誠意を持って聞き、建設的な意見は取り入れるなど能動的な対応も大切である。管理者は、効率性やサー

ビジネス面に与える影響、予算事情等からの実現可能性などを総合的に勘案しながら、適切に対応していくことが肝要であるが、この場合、事業経営の責任を有する管理者の判断と選択によることを基本として、仕事の秩序と組合活動とは区別していく態度が求められる。

#### 4 社会の中の郵政事業

(1) 企業が存続発展していくためには、諸情勢の変化に積極的に対応していく企業努力が求められる、企業運営の効率化が極めて重要な課題となっており、郵政事業もその例外ではない。特に今日、郵政事業を含む公共部門の経営に向けられる国民の目は厳しいものがあり、郵政事業としても、社会の批判に耐え得るような事業改善の努力を積極果敢に行っていくかなければならない。

また、「競争時代」「営業時代」の中にあつて、郵政事業が社会的有用性を高め生々発展していくためには、百有余年の実績と伝統を生かしながらも、時代の変化に対応し、お客様のニーズを的確にとらえ、積極的にこたえていくことが重要である。そのためには、職員一人ひとりが、高いサービス精神をもち、鋭いコスト感覚に裏打ちされた事業改善、効率的経営に関心を払い、それぞれの職責に応じ、創意と工夫をこらした意欲的な職務遂行が望まれる。

管理者は、まず、自らが事業改善に対する強い推進意欲を持ち、その施策の円滑な実施が、事業を存続発展させていく必須の条件であり、処遇の改善にもつながるものであることを職員が十分に理解するよう積極的に働きかけていかなければならない。

(2) さらに、地域社会の理解と信頼を得ることは、活力ある郵便局としての社会的地位を高めていくために極めて重要な課題である。特に今後、事業の制度改革、効率化、営業活動等の諸施策を推進していく上でお客様のニーズにこたえ、理解と支持を得ることが不可欠である。また、地元有力者など地域社会のオピニオン・リーダーとの日常からの接触や事業の現状等についてPRに努めるなどきめ細かい積極的な施策を推進していくことが重要である。

また、特定局の優れた特性である地縁性等を活かした活動の効果は極めて高いものがあり、平素から普通局と特定局の間の意志疎通を密にして、地域社会から真に信頼され愛され郵便局づくりに努めていくことが大切である。